時事新報定價
時事報新八一年三百六十五日一日ニ休刊セス其代價
郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

	一行五號活字四字詰	一行ニ付
一日限	十二錢	十一錢
一日以上六日迄	十一錢	十錢
七日以上	十錢五厘	

各地方より時事新報の注文に付
時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は遞送せざる定めあるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで遞送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を遞送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價遞送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候
月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

論說

外山氏の高等中學論

内山生

頃日の諸新聞紙に現はれたる外山正一氏の高等中學存廢に關する意見は頗る長篇の文字なれども其要旨を略言するに今の高等中學を廢すれば地方の少年子弟は東京府下に輻輳して都下の惡習に感染するの患あり又みれが爲め外國人が内國の各地に學校を起し我子弟を教育するに至れば一國の體面に關するものにして即ち亡國の策ありと云ふの二點あるが如し我輩の所見を以てするに成程今の高等中學を廢すれば四方の少年子弟は都下に來集して多き中には或は惡風に感染する者もある可し誠に其說の如くなれども元來子弟の教育に都下を善とするか將た地方を善とするかは一の疑問にして田舍僻地に蟄伏して讀書勉强の外に餘事あければ勿論惡習に染の患もあきとあらんあれども人生の教育は獨り學校内の課業のみあらずして讀書讀學の傍に廣く事物を見聞して處世の實務を知るの利は却て都下の修業に多きを見る可し例へば今日の實際に社會の表面に立ちて夫れ〳〵の事に當る其人々の身元を尋ぬれば年少鄉里を辭して都會繁華の地に出沒し學校内外の教育を受けたる者に多きが如く强ち田舍に蟄伏するのみを以て教育の能事と爲す可らず是れば教育の都鄙論は雙方共に一利一害にして其利害は容易に判斷す可らざるものゝ如し次に外國人が内地に學校を起して我國の子弟を教育するは由々しき大事なりとの說あれども既に條約を改正して内地の雜居をも許す可しとの覺悟さへある今日に當り外人が内地の處々に學校を起す可しとて俄に慷慨するは近因窮屈の見たるを免る可らず夫とても外國人が日本國中到る處に學校を設け全國の教育を悉く引受くるとあれば自から別問題として見る可しと雖も實際に外國人が限りあきの費用を冒して斯る無謀の企を爲す可き筈もあく又これを企てんも思ふ者さへもある可らずと我輩の固く信ずる所なれども假りに一歩を進て氏の說に從ひ地方の少年子弟が府下に來學するときは必ず惡習に染ひを免れず又外人は續々内地に學校を起すものとして高等中學は今後永久是非とも國費を以て維持するものとせんに扨事の實際に於て事物の比較費用の割合等は如何にせんとの考案あるや從來我輩の持論に於ては教育も亦金錢上一種の買物に外あらざれば割合に所費の少あくして所得の多からんみとを望むものにして高等中學は申す迄もあく帝國大學を始めとし其他各種の官立學校を見るに其教育には貴重の値打あるみとあらんなれども其所得に割合して何分にも費用多く所謂浪費濫用の弊を免れざるは官邊教育の欠典にして我輩は一國の經濟上より見て大に其費用を減せんと欲するものなれども殊に高等中學の如きは割合に費用を要し其建築費のみにても非常の額ありと云へば其邊の事實は自から人の耳目に入り易く扨みそれ議會の人々も之に着目して存廢の說を爲したる事あらんのみ誠に至當の見ありと云はざるを得ず然るに氏は前記の理由よりして頻りに其廢止說の不可なるを陳ずれども事物の比較費用の割合には毫も論及する所あく甚だ物足らぬ感あきにあらざれば我輩は特に此點に於て更に其說を聞んとするものあり然は終に臨み序ながら一言するは餘の儕に非ず氏の交中に實に今日我國の如く專門の學科に熟達したる野蠻人の如きもの多き國は他に其例を見ざる所あらん云々の文字あり甚だ不穩の詞にして斯る言語は帝國大學の教授にして然も貴族院の勅撰議員たる其人の口より發す可きものとも思はれざれ共夫は兎も角もとして其野蠻人云々の意味は我輩の更に了解する能はざる所あれども世の專門家と稱する人々の中にはとかく其學科の一方にのみ偏して廣く社會の事物を見るの明を欠き左右前後を顧みずして只管一事に狂熱するの弊もあきに非ざれば或は是等の人を目して野蠻人と云ふの意味にてもあらんか果して然らば實際に事物の比較費用の割合等をば問はずして單に學校維持の一事のみを黙心に主張する人の如きも亦此種の野蠻人たるを免れざるものにして其野蠻人云々とは寧ろ夫子自から道ふものにあらずやと我輩の竊に臆斷する所なり

雜報

○中央衛生會の初會　内務省の中央衛生會にては來る十四日其初會を開き醫業停止の條件を議し終りて醫術開業試驗規則改正案の調査委員會を開くよし

○市制改正の請願　岐阜市の有志者は去る八日市制改正の相談會を開き改正の條項を討議し畢りて請願書の起草委員三名を撰ひしが其願書は來る十八日に開く立憲自由黨の代議員會へ臨む爲め上京する人に依頼し同黨中最も有力なる代議士の紹介に依て衆議院へ提出する手筈の由又同日の相談會には岐阜市を町制施行地に改めんとの議も出てしが其事は別問題として他日協議を遂くる事に決したりと云ふ

○鑑種檢査法斷行の建白　鑑種檢査法に付ては長野、群馬其他の地方にて痛く反對を唱ふるものあると失城縣新治郡蠶絲業組合にては頻りに同法の必要を說き此度斷行の建白書を奉呈せんが爲め組合二千五百人の總代横手龍一、中嶋以政、森孫四郎の諸氏外七名上京したりと云ふ

○奈良縣騙擂置の請願　奈良縣奈良町の市民は曩に縣會にて決議せし縣廳移轉に就ては飽くまでも反對の運動をなす積りにて既に同市中より數萬圓の縣廳新築費を募集せんとて其賦課法さへ協議したるよし又去る八日には添下全郡の各町長と會して共に運動するみとに決し不日奈良町其他添下全郡の人民一同連署して縣廳擂置の請願書を其筋へ差出すみとに決したりと云ふ

○華族卒去　從四位子爵櫻井供美氏は一昨九日卒去したりと

○井原鐵松氏　商業研究の爲め久しく米國にありたる同氏は去る八日のチャイナにて歸朝したりと

○大坂築港研究會の創立　大坂築港論は明治初年書知事渡邊昇氏の在任中既に之か設計に着手し其後前知事建野鄉三氏も又計畫する所ありしが終に行はれずして其後中止の有樣あり此現任西村知事は淀川改修より猶次築港に及すの目的を以て先年府會に於て淀川改修工事の必要を說きたれと泉州人民の不同意を唱へたる爲め是又今日の處にては立消の姿となりたり元來大坂市民の多數は築港には至極賛成にして只費用の點に至りて每度逡巡する處なれども大坂の如き全國商業の中心とも言ふ可き場所を現況の僅永遠に維持せんとせば先づ今の川口を改築して運輸の便を開かざる可からずとて昨腦十二月同地の實業家五百井長平氏外十一名創立委員となり大坂築港研究會なるものを興し目下會員の募集中なりと大坂よりの通信に見ゆ

○士族復籍願の却下　曾て本紙に記載せし如く武州八王子町の書千人同心は客年中士族復籍願を神奈川縣廳に差出し同廳よりは更に内務省へ上申せしが今度西鄉大臣より右は詮議に及び難き旨の指令ありし由

○茂住銀山　岐阜縣飛驒國吉城郡茂住銀山は往時より良山の聞えありしが數年前三井組の所有に歸し爾來採鑛に盡力せしに漸次數ヶ所の良鑛に掘當り今年よりは月々一萬圓の銀銅を採出し得るに至るべしと云ふ

○江州商人鑛山に着手す　營利に銳き聞えある江州商人は近來鑛業の有利なるを覺りたるものか有名なる阿部外村の兩豪商は今度伊勢國員辨郡治田銀銅山に着手し又同國の豪商淺見氏の如きも美濃國武儀郡北山銅山に着手したりと云ふ

○釧路の特別輸出港　釧路の特別輸出港追加案は貴衆兩院を無事に通過し愈々法律第百七號を以て公布せられたれは今後は佐登の硫黄も直接に米國に輸出するを得て一層國益を增進するあらんとは世人の期する所あるべきに釧路人は却て此事を以て冷笑に附し去る模樣ありと云ふ是れ敢て釧路の回漕業者が函館迄運搬の手數料を得ざるか爲めに非ずして全くは諸硫黄山の命脈久からさらん事を疑ふに依れりと云ふ元來諸硫黄山は無盡藏にして幾十年間採掘するも決して盡期あるべからずとの見込みにて愛田善之助氏も之れに多くの資本を費して盛に該事業を經營せしあり然るに其後該山の實況大に豫想に反するものゝ如くありしより一兩年前特に北海道廳より技師を招聘して綿密に測量に及びし所元の如く矢張り無盡藏なりとの報告を得たるにより同氏は今は安心して益々採掘に拮据し居れり今回政府が北海道廳の稟請を容れ帝國議會の協賛を得て之れを特別輸出港とおせるも畢竟是れが爲めなりしあらん然るを釧路人が其命脈の如何を疑ふは何か據る所ありての事あるや云々と同地よりの通信に見ゆ

○信濃鑛種組合の決議　信州小縣郡の信濃鑛種組合にては此程臨時總會を開き非鑛種檢査法運動費豫算追加の件を議し更に六百圓の支出を可決したる該法斷行派の惑を解くが爲め他府縣へ遊說委員を派出するみとに決し其委員候補者として樋井庄作、山岸新右衛門、尾崎吉次郎、佐藤尾之七、小林源左衛門、百瀨兵太郎、工藤七左衛門、細野[illegible]十一氏を擧げたり

○[illegible]

第一　非鑛種檢査法運動費豫算追加案を議する事
第二　委員撰擧の件
第三　委員撰擧の件を議する事
第一區　北佐久郡
第二區　東筑摩郡
第三區　西筑摩郡
第四　遊說委員は他の方法を議する事
第五　遊說委員撰擧の件
但し其支出
第六　本縣下
但し其支

○十萬圓大[illegible]檢査法涙の[illegible]しが右は鑛[illegible]〳〵の檢査手[illegible]毎年製出する[illegible]に達するとこ[illegible]たるものなし[illegible]程を設け出[illegible]るよし

○ヴヘンク[illegible]氏より去る[illegible]如し

十月中の[illegible]近寄りし[illegible]を持ちた[illegible]とに於て[illegible]の點に付[illegible]點を擧れ[illegible]る事第二、[illegible]は當地に[illegible]内に柄先[illegible]又之を止[illegible]事第五、[illegible]る事、第[illegible]末あるか[illegible]りと云へ[illegible]旬には多[illegible]相場は一[illegible]に依ば荷[illegible]亂し居る[illegible]のより二[illegible]卵本月中[illegible]法施行に[illegible]同品は販[illegible]無稅あり[illegible]とせり）[illegible]當港の如[illegible]し處今後[illegible]部加奈陀[illegible]